

I 生徒部の指導指針

『学業・学校生活及び健康に悪影響のあるものを注意指導する』

『地域住民や保護者・中学校及び中学生の信頼を損ねるおそれのあるものを注意指導する』

- ・生徒一人ひとりがいきいきと意欲的に学校生活を送り、目標に向かい努力することにより、進路希望達成を支援する。
- ・地域住民や保護者からの信頼を獲得し、「都民が安心して子供を入学させられる学校」という評価を定着させる。

〈指導方法〉

1. 「生徒指導基本方針」に則って、全教職員で協力して指導する。
2. 指導の不明点や特殊な対応については、必要に応じ生徒部が関係部署又は全体と協議し、方針決定する。
3. 指導方針とその具体的な項目を飛鳥ハンドブックに掲載し、生徒及び保護者に周知徹底する。

II 生徒指導の重点

1. 規律ある生活態度と社会規範を遵守する態度を育て自己管理能力を高める。
 2. 人権の尊重を基盤に思いやりの精神に富んだ人間関係づくりを進める。
- 生活指導では「自由と規律」が基本指導指針となっている。生徒一人一人がいきいきと意欲的に学校生活が送れるように、全教職員の一一致した理解のもとで組織的・計画的に指導を推進する。

III 生徒心得

1. 一般的事項

①始業時刻は午前8時30分、最終下校時刻は午後5時30分です。

生徒昇降口は午前7時30分に開きます。それまでは登校しないこと。

部活動や学級活動等の終了時刻は午後5時です。終了後速やかに下校すること。

残留して活動する場合

・顧問、副顧問、または、それに代わる教員が学校内にいること。

・活動終了時刻は午後6時30分で、最終下校時刻は午後6時50分です。

・北側(テニスコート側)昇降口は下校時刻午後5時30分に施錠するので、それ以降は、南側(道路側)昇降口を使用すること。

朝練習をする場合

・顧問、副顧問が学校内にいること。

土曜日、休日、長期休業中に登校する場合

・生徒の出入口は、体育館棟1Fのグラウンド側のドアのみを使用すること。南側ドア(校舎棟と体育館の間)は使用しないこと。生徒昇降口は出入り禁止。

②登校したら、必ず学年の掲示板を見る習慣をつける。

大事な連絡は、全て掲示板に貼り出す。

③登校から下校の間は、原則として外出できない(休日の場合も同じ)。やむをえず外出しなくてはならない場合には、HR担任(顧問)に申し出る。規定の外出届で許可を得て、戻ったら速やかに届を生徒部に戻すこと。

④自動車・オートバイ・原付による通学は禁止する。

⑤自転車による通学は、登録・許可制とする。許可された生徒は校内の決められた場所に駐輪すること。

⑥欠席する場合には、当日の始業前(午前8時~8時15分)に保護者から学校に連絡すること。

⑦住所・保護者等の変更があった場合には、ただちにHR担任に届けること。

⑧持ち物には必ず記名する。また、貴重品については各自で管理すること。

2. 生徒心得規定

①頭髪について

変色は一切禁止する。また、パーマ等髪に手を加えてはいけない。

②ピアス・化粧・マニキュア・装飾品について

学校及び学校生活に関する場面では禁止とする。

見つけたら外させて預かる、改善させる。

③携帯電話

授業中は携帯電話の電源を切り、鞄の中に入れる。

『廊下や階段での歩きながらの使用や公共の場での使用、また大きな声での電話等のモラルに欠ける行動は絶対にしない。』という事が最低条件であり、守られなければ学校での使用を禁止する。

※授業中の使用、モラルに欠ける行動と思われるものがあれば、当然自主規制不可能と判断し、学校では携帯電話使用禁止という方向で考える。

④時間について

HRや授業開始の時間を厳守させる。その他の場面でも時間厳守を徹底する。

⑤アルバイト

原則禁止とする。やむを得ずアルバイトをする場合は、必ずHR担任に相談し、届け出て許可を得る。

3. 服装規定

- ① 本校指定の制服をきちんと着用すること。
- ② 制服着用の際には、清潔を旨とし、常に飛鳥高校の生徒としての品位を保つよう心がけること。
- ③ 校章は、ブレザーの左襟に常に付けること。
- ④ T. P. Oに応じて制服（下表）の指定をします。
- ⑤ 夏服着用期間の目安は、6月1日～9月30日とします。
期間変更の場合は、生徒部が指示を出します。（夏服、冬服の移行期間を設ける）
- ⑥ 冬服期間の登下校の際は、必ずブレザーを着用すること。
- ⑦ 冬服着用時は、ネクタイ、リボンを必ず着けのこと。
- ⑧ 男子のベルトは色が黒で華美でないもの。
- ⑨ ネクタイやリボンの結び目は、第1ボタンがかくれるように着けること。
- ⑩ 登下校では、本校指定のかばんを使用すること。ただし、休業日の部活動の登校では、本校指定以外のかばんを使用できる。

* 制服のメンテナンス・追加購入については、下記の取次店で行っています。

取次店「鈴屋」北区王子1-14-16 TEL03-3911-4377

* 制服のボタンも上記取次店で扱っています。

* 校章については生徒部で取り扱います。

* 黒の革靴は指定のタイプのものです。

【着用月限】

冬 月限	
男 子	女 子
<ul style="list-style-type: none">・ブレザー・ネクタイ・ワイシャツ（白または学校指定カラーシャツ）・ズボン・黒の革靴（プレーンタイプまたはローファータイプ）・ベルト（黒で装飾のないもの）・ソックス（黒、紺、白、単色で派手ではないもの）	<ul style="list-style-type: none">・ブレザー・リボンまたはネクタイ・ワイシャツ（白または学校指定カラーシャツ）・スカート・ハイソックス（ネビー）・黒の革靴（プレーンタイプまたはローファータイプ）

夏 月艮	
男 子	女 子
<ul style="list-style-type: none"> ・シャツ（学校指定） ・ズボン ・黒の革靴（プレーンタイプまたはローファータイプ） ・ベルト（黒で装飾のないもの） ・ソックス 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーバープラウス（学校指定） ・スカート ・ハイソックス（ネビー） ・黒の革靴（プレーンタイプまたはローファータイプ）

注意 *式典時：①男女ともシャツは白とし、ブレザーを着用すること。
 ②冬服着用期の男子はネクタイ、女子はリボンを着用すること。
 ③黒タイツの着用はできない。
 *始業・終業式は、夏冬服基準の上でセーター・ベスト・黒タイツを可とする。

*夏 服：①男女とも学校指定のシャツを着用する。
 ②女子はリボンを着けてもよい。
 ③気温が低く、寒いようなときは指定のセーターまたは、ベストを着用してよい
 ④セーター、ベストは紺色無地Vネックとする。（ワンポイントは可）

*冬 服：①コートは、柄が無地で色が黒か紺または、濃いグレーのPコートとダッフルコートが着用できます。（色が黒か紺か濃いグレーであれば、中学校の時の指定のコートも可とする）
 ②セーター、ベストは紺色無地Vネック（ワンポイントは可）とする。
 ③女子は無地黒タイツの着用ができます。
 （薄だいだい色ストッキング可、黒タイツ着用時はソックスを着用しない）

冬服期間中のブレザーの着用について（以下では必ずブレザーを着用すること）

- ①登下校の時
- ②各授業の開始および終了の挨拶の時
- ③朝と帰りの SHR での挨拶の時
- ④職員室、各教科準備室、経営企画室等への入室・用件の時

*着用期間（移行期間含む）は下記のとおりとする。

夏服着用期間 6月 1日～ 9月30日（移行期間 5月 1日～ 5月31日）

冬服着用期間 10月 1日～ 5月31日（移行期間 10月 1日～10月31日）

4. 清掃・ゴミの処理

校舎内やその周辺の清掃をクラス単位で分担して行う。

ゴミは、可燃物、不燃物、ビン・カン、ペットボトルに分別して捨てること。

ペットボトルはリサイクルのため、専用のゴミ箱に捨てること。キャップは、各クラスのキャップ入れに入れてから、ゴミ集積所に持っていくこと。

5. 掲示

- ①校内での掲示は、生徒部・生徒会の許可を得て所定の場所におこなうことができる。ただし、基本的人権を損なうもの・營利を目的とするもの・著しく風俗を害するものは、許可されない。
- ②掲示の調整・判断は生徒会・生徒部がおこなう。
- ③学年掲示板の取り扱いは当該学年による。

6. 校内集会

集会は原則として昼休み及び放課後に許可を得て行うことができる。

7. 遺失物・拾得物

- ①遺失物・拾得物があったときは、生徒部に届け出ること。
- ②拾得物については、職員室内に展示する。

8. 破損

ガラスなど、学校の施設を破損した場合には直ちに生徒部に届け出ること。
原則的には弁償することになる。

IV 特別指導

〈生徒指導にかかる配慮事項〉

- ① 「自由と規律の精神涵養」が本校生徒指導の指針である。
この観点から、当該生徒の平素の生活態度のどこに問題点があるのかが本人に明確に理解でき、かつ、反省が促せるように生徒指導の計画をたてるこ。
- ②一人一人の生徒に対する類似事例との間の指導の公平性・整合性を保つこと。
- ③指導教員の指導経過と本人の変化がわかる指導計画にする。
生徒指導期間中は、指導関係者（主として担任）は絶えず家庭との連絡を密にし、指導経過は「指導経過報告書」に残すこと。
- ④個人情報の機密保持の厳守は全職員の共通理解とする。

社会規範に照らして、特別指導対象を以下のように定める。

- | | |
|----------------------------|-----------------------------------|
| ① 暴力行為 | ⑥ 喫煙・飲酒（ライター所持、他喫煙に関する全ての物の所持も含む） |
| ② 暴言 | ⑦ 薬物乱用 |
| ③ いじめ | ⑧ オートバイ・自動車などによる登下校 |
| ④ 窃盗・恐喝 | ⑨ 公序良俗に反する行為
(SNS上への不適切な投稿を含む) |
| ⑤ 故意の器物破損損壊 | *①～⑨の行為に関しては、同席者も指導対象となります。 |
| ⑩ カンニング、答案の改ざんなど考査に関わる不正行為 | |

〈特別指導対象生徒の発生時の手順〉

(1) 生徒指導対象生徒の発生



(2) 生徒部・管理職・当該学年への連絡



(3) 生徒部・当該学年・主たる関係者等による事実確認



(4) 指導内容の決定

